

養育費とは

養育費とは、お子さんが自立する（例えば大学等を卒業する）までに必要な費用（食費、教育費、医療費などの生活費）のことです。

離婚によって、親権者でなくなった親であっても、お子さんと離れて暮らすことになった親であっても、お子さんの親であることに変わりはありません。お子さんに対し、親としての経済的な責任を果たし、お子さんの成長を支えることは、とても大切なことです。



養育費の取り決めについて

養育費の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束ではなく書面に残しておくといいです（できれば「公正証書」または調停で取り決めることをお勧めします）。

★ 公正証書 …

公証役場に両親で出向いて作成します。

★ 調停 …

相手の住所地の家庭裁判所に申し立てます。

（申立書は家庭裁判所に備え付け）

夫婦（離婚後は子）の戸籍謄本、収入印紙、切手などが必要。

Q 離婚の理由や原因は関係ないの？

A 離婚の理由や原因と養育費の責任は全く別ものです。親同士の問題とは切り離して、お子さんの健康な成長を考えましょう。

Q 養育費は払わなくてもいいという約束をしたけど、払わなければならないの？

A 離婚時にそのような約束をしたとしても、その後事情が変わって、お子さんの生活費が必要になった場合は払わなければなりません。

Q 養育費の額はどういうふうにするの？

A 両親の収入を基にして両親が話し合っで決めるのが一般的です。一律にいくらと決まっているものではありませんが、目安となるものとして「養育費算定表」があります。

（参考）冊子「こども健やかな成長のために」（法務省）
パンフ「養育費・面会交流」「養育費」
（養育費等相談支援センター）

高梁市 健康福祉部
こども未来課
こども相談係



養育費確保 支援事業



高 梁 市

TEL (0866) 21-0288

FAX (0866) 23-1433

2023年6月 作成

養育費確保支援事業について

ひとり親家庭の保護者等で児童扶養手当受給者の方を対象に、養育費の請求や回収をするための弁護士費用や、養育費の取り決め後に公正証書化するための経費、不払い養育費を確保するために養育費の立替え・督促を行う民間会社との保証契約を結んだ場合についての補助金を支給します。

1 種類と補助金額

(1) 養育費弁護士費用補助金

(ひとり親が養育費の請求や不払いの養育費回収するための強制執行を行うための費用)

【内容】

- ◆養育費の請求や回収をするための弁護士費用の補助（法テラス利用も可）
- ◆対象費用
 - ・着手金（報酬は除く）
 - ・実費（コピー代、収入印紙、通信費、出張費など）

【補助金額】 **上限 30,000円**

(2) 養育費公正証書等作成費用補助金

【内容】

- ◆養育費の取り決め後に公正証書化するための経費に対する補助
- ◆対象費用
 - ・公証手数料、収入印紙代、郵便切手代など

【補助金額】 **上限 30,000円**

(3) 養育費保証促進費用補助金

【内容】

- ◆不払い養育費を確保するために養育費の立替え、督促を行う民間会社との保証契約を結んだ場合の補助
- ◆対象費用
 - ・保証契約に係る保証料として本人が支払う費用

【補助金額】 **上限 50,000円**

2 対象者

- 本市に住民登録があり、現に居住しているひとり親家庭の保護者等で、児童扶養手当受給者であること
- 市税等を滞納していないこと
- 過去に同じ種類の補助金を受給していないこと

(1) 養育費弁護士費用補助金

- ・自ら弁護士費用を支払うこと

(2) 養育費公正証書等作成費用補助金

- ・養育費の取り決めに係る公正証書、裁判の確定判決等の債務名義を有していること
- ・対象となる児童を現に有していること
- ・経費を負担していること

(3) 養育費保証促進費用補助金

- ・養育費の取り決めに係る公正証書、裁判の確定判決等の債務名義を有していること
- ・対象となる児童を現に有していること
- ・保証契約と1年以上の養育費保証契約を締結していること

3 申請等

- ★対象経費を支払った後、本市に申請を行う。

【添付書類（共通）】

- ① 児童扶養手当証書の写し
- ② 申請者の世帯全員の住民票の写し
- ③ 補助対象費用の領収書・これに準ずる書類
- ④ 市税等の滞納がないことを証する書類
- ⑤ その他市長が特に必要と認める書類

(1) 養育費弁護士費用補助金

弁護士費用を弁護士事務所等へ補助金申請額以上支払った日から**6か月以内**

【添付書類】

- ・弁護士事務所等と交わした契約書の写し
- #### (2) 養育費公正証書等作成費用補助金

公正証書等を作成した日から**6か月以内**

【添付書類】

- ・公正証書等の写し

(3) 養育費保証促進費用補助金

保証料を保証会社へ支払った日から**6か月以内**

【添付書類】

- ・公正証書等の写し
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のもの）



詳細については、
高梁市役所 健康福祉部
こども未来課にご相談ください。

